平成２１年（フ）第９４６号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区38棟1006号
債務者　角崎　孝子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５５号
千葉県船橋市南本町18番３棟510号
債務者　小澤　則夫
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９６１号
千葉市稲毛区園生町1107番地１　グリーンプラザ園生４号棟707号
債務者　澤本　佳子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５７８号
川崎市川崎区大島３丁目17番８号　多宝堂ビル302
債務者　前野　幸絵
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２３１号
愛知県小牧市大字小牧3522番地１　山北住宅２棟102号
債務者　ロマルド中村エレンこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＥＬＬＥＮ　ＲＯＭＵＡＬＤＯ
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５２号
愛知県常滑市港町１丁目23番地　雇用促進住宅３号棟408号室
債務者　冨田　基治
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３９５号
愛知県半田市宮本町５丁目312番地の８
債務者　大澤　綾子（旧姓堤）
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０９号
愛知県大府市神田町３丁目295番地
債務者　志水　有香
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７６号
愛知県常滑市森西町２丁目68番地　森西アパートＥ棟３号
債務者　間瀬　智彦
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３１号
愛知県知立市長篠町新田東14―34　レジェンド２－Ｄ、住民票上の住所愛知県知立市谷田町本林２丁目14番地３　ライオンズマンション知立南五番館206号
債務者　一ノ瀬真由美（旧姓坂之下）
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
愛媛県今治市国分２丁目10番61号
債務者　池田　　巧
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第６８号
愛媛県今治市桜井甲1029番地９、旧住所徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵183番地６
債務者　サロン稜乃こと　正岡　則子（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８０号
愛媛県今治市蒼社町１丁目６番31号　コーポ長井105号、旧住所愛媛県今治市石井町１丁目２番32号
債務者　四ツ田有司
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８１号
愛媛県今治市美保町２丁目１番22号、旧住所愛媛県西条市喜多川409番地の６
債務者　藤岡　　学
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１４号
北海道天塩郡豊富町字豊富駅前通　豊富ハイヤー２階
債務者　西村　和美（旧姓支倉）
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１５号
北海道天塩郡天塩町海岸通２丁目13番地の１
債務者　松島　信一
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１６号
北海道稚内市栄５丁目１番７号
債務者　千田　香織
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部